

令和7年度女性創業促進事業 業務委託仕様書

1 業務名

令和7年度女性創業促進事業業務

2 目的

愛媛県では、県内外からチャレンジ精神にあふれ、意欲のある人材を積極的に呼び込み、地域経済の新たな担い手となる創業者を支援する愛媛グローバル・フロンティア・プログラム（以下「EGFプログラム」という。）に取り組んでいるが、全体では全国同様、創業に占める女性の割合が低い現状である。

そこで、EGFプログラムの一環として、女性創業に係る県内の機運醸成を図るとともに、女性創業の定着・増加に向けたセミナーや交流会、個別支援の実施により、創業実現のための具体的な行動を後押しする。

については、これらの運営に係る業務（以下「本業務」という。）を委託する。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月19日（木）まで

4 業務内容

本業務は、女性創業に係る機運醸成及び創業実現のための具体的な行動に繋げることを目的としたものであり、次の業務を実施する。

(1) 機運醸成のためのイベントの開催

ア 女性創業に係る機運醸成のため、ロールモデルとなる女性創業者を講師に招いたセミナー及び女性創業者と参加者のネットワーク構築のための交流会によるイベントを開催すること。なお、各イベントで異なるテーマを設定すること。

イ イベントは令和7年9月中旬～令和8年1月の間に、計5回程度開催すること。

ウ イベントの中では参加者が起業に向けた将来的なビジョン及びキャリアパスを作成するワークショップを計2回程度開催すること。

エ 参加者に対して多様なロールモデルを提示するため、イベントごとに様々な業種・事業規模・経歴の講師を選定すること。

オ 各イベントの参加者を募集するとともに、参加申込の受付及び管理を行うこと。

なお、募集に当たっては、(3)に掲げるウェブサイト又はSNS等での周知のほか、受託者が持つネットワーク等を活用し、広く参加者を募ること。

カ 参加者は、働き方の選択肢として創業に関心がある女性（既に創業準備中又は創業済みの者も含む）を対象とする。ただし、その配偶者・パートナー等、女性創業に関わる者についても参加可能とするが、人数の計上を関係者として計上すること。

キ イベントの参加者（主催者、講師を除く。）は各回女性30名以上とすること。

ク イベント終了後は必ずイベント毎にアンケートを実施すること。なお、アンケートの内容については別途協議のこと。

ケ イベントは原則オフラインで開催することとし、会場の手配及び準備を行うこと。

また、イベントのセミナー部分については、オンラインでの配信に努めること。

(2) クロージングイベントの開催

ア 県が実施する個別メンタリング実施対象者が創業実現のためのネクストアクションを共有し、創業に向けた意欲向上を図るため、クロージングイベントを開催すること。

イ クロージングイベントは令和8年2月上旬～2月中旬に1回開催すること。

ウ 本事業の集大成として総括を行うことができる講師を選定すること。

エ 参加者は、県が実施する個別メンタリング実施対象者の他、先輩創業者、金融機関、支援機関等から広く募集すること。

オ 原則オフラインで実施すること。

(3) ウェブサイト又はSNS アカountの開設、運用及び情報発信

ア 本事業に関する情報を発信するため、本事業の概要説明、イベント情報、イベントへの参加申込フォーム、各支援機関ウェブサイトへのリンク等を掲載したウェブサイト又はSNS アカountを開設し、更新、維持、管理、運用すること。

イ ウェブサイト又はSNS アカountは令和7年9月中旬までに開設すること。

ウ 開設するウェブサイト又はSNS アカountに限らず、本事業による取組みを広く周知するため、メディア等を通じた情報発信に努めること。

(4) ネットワーク形成

本事業参加者に、県の創業支援事業「EGF プログラム」の一環として運営する起業家コミュニティ「EGF スタートアップコミュニティ」への登録を促し、本事業参加者以外とのネットワークの形成に努めること。

(5) その他

県が実施する個別メンタリングを(1)のイベント内で開催することを想定しているため、県が実施する個別メンタリングと連携を図ること。

なお、県が実施する個別メンタリングとは、創業を目指す女性に対して、各自の状況や課題を整理し、創業実現のための具体的な行動（ネクストアクション）に繋げるためのもの。また、「創業実現のための具体的な行動」とは、EGF プログラムにおける他の創業支援策、公益財団法人えひめ産業振興財団が実施する女性創業サロン、金融機関・商工団体等が開催する創業セミナー、県内市町が実施する特定創業支援等事業等への参加を想定している。

(6) 独自提案事項【任意】

(1)から(5)までの業務と連動し、女性創業の定着・増加に効果があると考えられる独自の取組みがある場合は、企画提案することができる。ただし、実施に要する経費は、(1)から(5)までの経費と併せて、委託料の上限額の範囲内とする。

5 本業務の目標

機運醸成のためのイベント開催（4(1)）について

イベント女性参加者数：延べ150名以上

6 運営体制の整備及び責任者の配置

(1) 本業務を円滑に実施できる人員体制を整備すること。

- (2) 本業務に係る責任者及び県との連絡・調整のための担当者を配置すること。
- (3) 責任者及び担当者について、本業務に係る委託契約の締結の際、書面にて県に提出すること。

7 再委託の可否

- (1) 受託者は委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行うため、あらかじめ県と協議の上、必要と認められたときは、業務の一部を他者に再委託することができる。
- (2) 再委託の範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。

8 守秘義務及び個人情報の取扱い

- (1) 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (2) 本業務の実施のための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (3) 再委託範囲に個人情報の取り扱いが含まれるときは、再委託先との間で個人情報に関する適切な体制を確保しなければならない。

9 著作権等の取扱い

- (1) 著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は、県に帰属するものとする。
- (2) 成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行う。
- (3) 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応する。

10 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、業務の具体的な実施内容等について県と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、県の検査を受けること。
- (3) 県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し又は報告を求めることができる。

11 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、愛媛県会計規則その他関係法令・条例等を順守すること。
- (2) 本業務の実施に当たっては、実施内容や実施時期等、県と十分に協議の上進めること。

- (3) 本業務は、本県の地域課題解決や地域の活性化に繋がる創業支援施策の一環であるという認識を十分に持った上で、公平性、透明性を確保し業務に当たること。
- (4) 本業務に係る一切の経費は、委託金額に含むこと。
- (5) 受託者は、本業務の実施に係る経費について、原則として一切の費用を参加者又は対象者に負担させてはならない。なお、費用負担の区分に疑義が生じた場合は、速やかに県と協議すること。
- (6) 受託者は、対象者に対して、本業務の委託料による一切の給付を行わないこと。
- (7) 本業務に係る経理については、他の業務と明確に区分するとともに、契約や支払いに関する書類を業務完了年度の翌年度から起算して、5年間保管すること。
- (8) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合については、その都度、県と受託者との間で協議のうえ決定すること。
- (9) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。